
まちなか駐車場のあり方基本方針

1. 「まちなか駐車場のあり方基本方針」の策定にあたって	1
2. まちなか駐車場の課題とめざすべき方向	3
3. まちなか駐車場のゾーン別将来像とプロセスイメージ	4
4. 実現化に向けたゾーン別の取組み	6
5. まちなか駐車場整序のための施策案フレーム	9
6. まちなか駐車場整序に関連する施策展開	10
(参考) まちなか駐車場のあり方市民検討会の概要	11

平成17年7月

金沢市都市整備局交通政策課

1 「まちなか駐車場のあり方基本方針」の策定にあたって

(1)社会的背景

戦後復興期以降の自動車社会の進展により駐車場は都市生活上不可欠な施設となっています。しかし、藩政期から受け継がれた金沢のまちなかは、これらに対応した都市構造とはなっておらず、駐車場不足が大きな問題となってきました。これまでのまちなかにおける駐車場施策は、公共性の高い来街者用駐車場を除いては、付置義務制度を基本とした受益者による民間整備に委ねられ、経済的、社会的ニーズのもと一定の整備と淘汰が進められてきました。

しかし、中心市街地の空洞化が大きな都市問題となる近年の状況をみると、建物除却をともなう駐車場化の流れは止まらず、その増加は適地・不適地を問わず全域で展開され小規模化とあわせて無秩序で無計画な状況といわざるを得ません。そして、すでに宅地の14%が青空駐車場となっている現状は、駐車場化の放置が中心市街地の空洞化に拍車をかける大きな危険を有していることを示唆しています。

(2)基本方針策定の目的

中心市街地の活性化を図り、『中核市にふさわしい都市機能と歴史的要素をはじめとする「金沢らしさ」を両立させたまちなかの土地利用の実現』を大きな目標として、この実現に不可欠な「まちなか駐車場のあり方」に関して、その将来像と必要な取組みを明示することを目的としています。

具体的には、居住、商業、業務という3つのまちなかでの土地利用に対してモデルを設定し、それぞれの「将来像」、「整序に必要な取組み」を提示しています。そして、これを定規として個別地区の事情に応じたフレキシブルな計画策定、具体的取組みにつなげ、まちなかの複雑な土地利用混在に対応した施策展開を進めることを意図しています。

ここで提示された将来像は、最終的にめざす配置の考え方として位置づけられます。基本方針では、駐車場問題が危急の課題であるとの認識に立ち、当面取組むべき施策体系案を提示し、実効性と実現性のある基本方針とすることを重視しています。また、その他中長期的な施策提案も合わせて行っており、少しでも早い実現をめざして施策展開を行うこととしています。そのため、適切な達成状況の把握に基づく検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

(3)基本方針策定の経緯

これまで金沢市では、「駐車場整備基本計画」を策定し、「金沢市駐車場整備連絡協議会(平成5年度設置)」の中で公共駐車場を主とした駐車場政策の方向性を検討し、施策展開を行ってきました。平成15年度の現況調査について連絡協議会で議論された結果、中心市街地活性化を進めるためには民間駐車場を含めた総合的かつ計画的な対策が必要との認識に至りました。また、この駐車場問題に取り組むにあたり、「ほとんどが民間施設であること」、「個人の土地利用に関係が深いこと」、「多くの人の生活に密接な関係があること」から、市民との開かれた議論のもと基本方針を策定しコンセンサスを得ることが重要であるとされました。

そこで平成16年度にこの開かれた議論を進めるために、連絡協議会の主要なメンバーに、公募市民、民間駐車場関係者などを加えて新たに「まちなか駐車場のあり方市民検討会」が組織されました(委員構成は別添参考資料参照)。市民検討会では、「まちなか駐車場のあり方」を議論し、基本方針案として市長に提言することを目的に検討を進めてきました。ここでは、5回にわたる検討会での議論に加え、より多くの民意を反映させるために、「まちなか駐車場ホームページ」を開設し、メールマガジンなどによる情報発信、電子会議室を通じた市民との意見交換を進めるとともに、「ひととまち、駐車場の上手なつきあい方を考える市

民フォーラム」の開催が行われました。

金沢市ではこの提言された基本方針案をもとに、「まちなか駐車場のあり方基本方針」を策定するものがあります。平成17年度には、基本方針を実現化するために提案された施策の具体化の検討を進め、少しでも早い取組みを展開することとしています。また、この取組みが市民・事業者の深い理解に支えられた協働なしには実現が見込めないことから、情報公開を進めさらなる市民コンセンサスの確保に努めていくこととしています。

(4)対象とする区域の考え方

本基本方針は、金沢の顔となる歴史的要素を多く含む中心部における駐車場問題の解決をめざして策定するものです。そこで駐車場の現状について、推移を含めて適切に把握し、定量的な裏づけを持って検討を進めるために、基本的な対象範囲を駐車場整備地区(JR以東地区)に置くこととします。

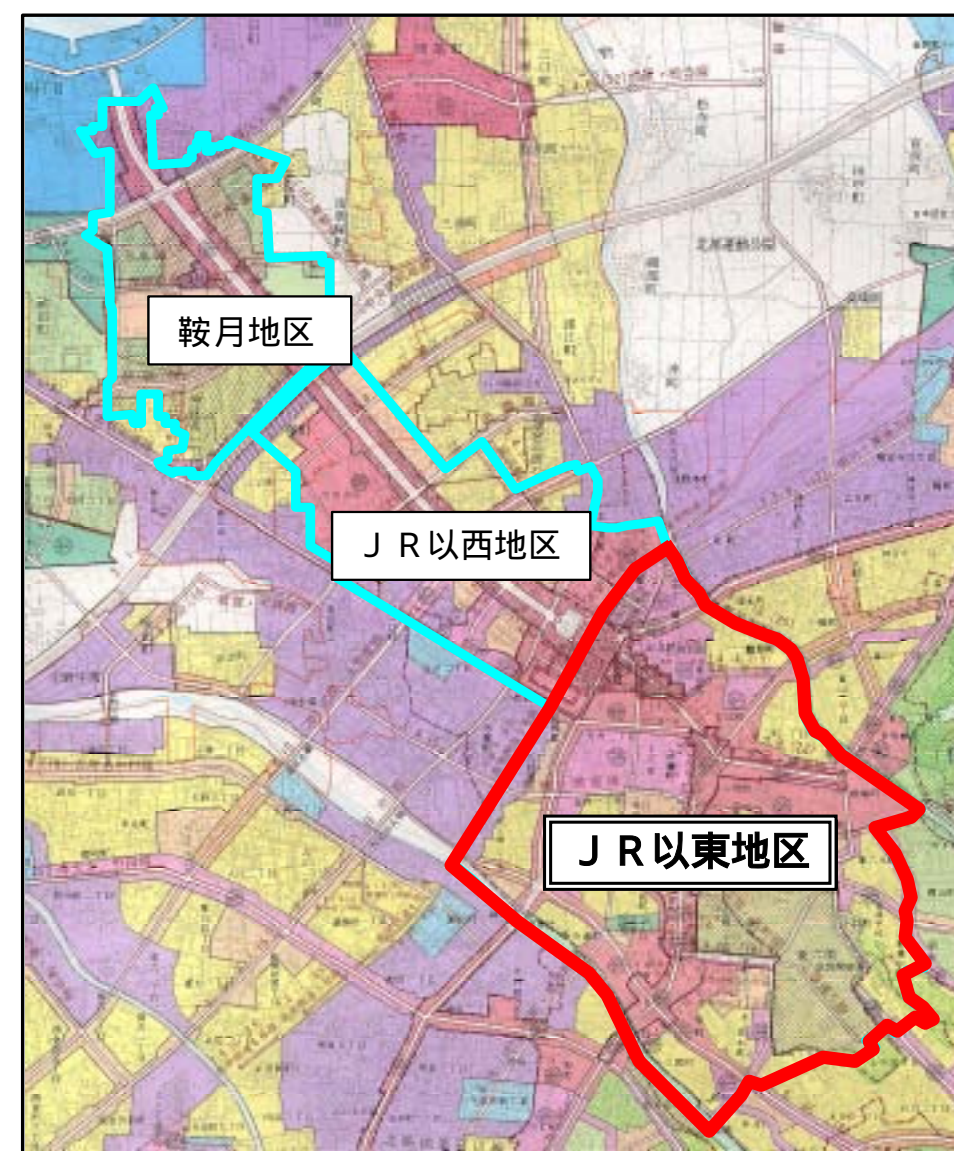


図 駐車場整備地区と本基本方針の対象範囲

基本方針では、このJR以東地区を念頭に置いてさまざまな設定を行っていますが、駐車場整序の取組みは多くの施策と連携して進める必要があることから、具体的な施策検討においては、それぞれ連携する施策との関係から必要かつ適切な範囲を対象として進めるものとします。

(5)本書の構成

この基本方針では、まちなか駐車場の問題点・課題を整理した上で、まちなかの主要な土地利用である居住系、商業系、業務系の機能をモデルゾーンとして想定しています。そしてゾーンごとに、課題解決のためにめざすべき方向の設定、将来像とそれに至るプロセスイメージの提示、実現に必要な取組みの検討(優先度の検討含む)ならびに具体的な施策案(アイデア)の提示を行っています。その上で、まちなか駐車場整序を進めるために第1ステップとして構築すべき施策案の関係を基本的フレームワークとして提示しています。

この基本方針は、右図に示す構成をとっています。

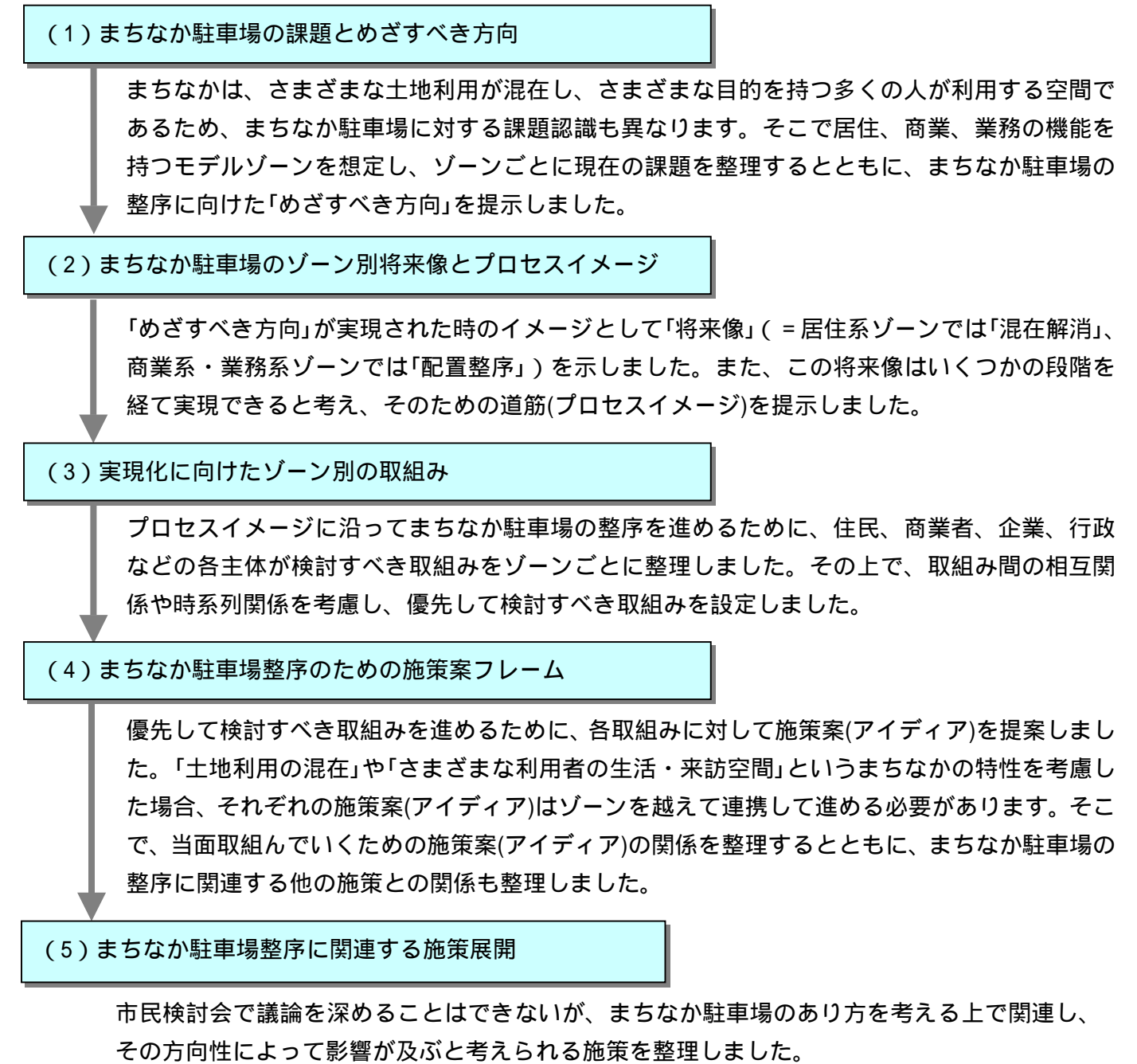


図 本書の構成

(6)基本方針の適用方法

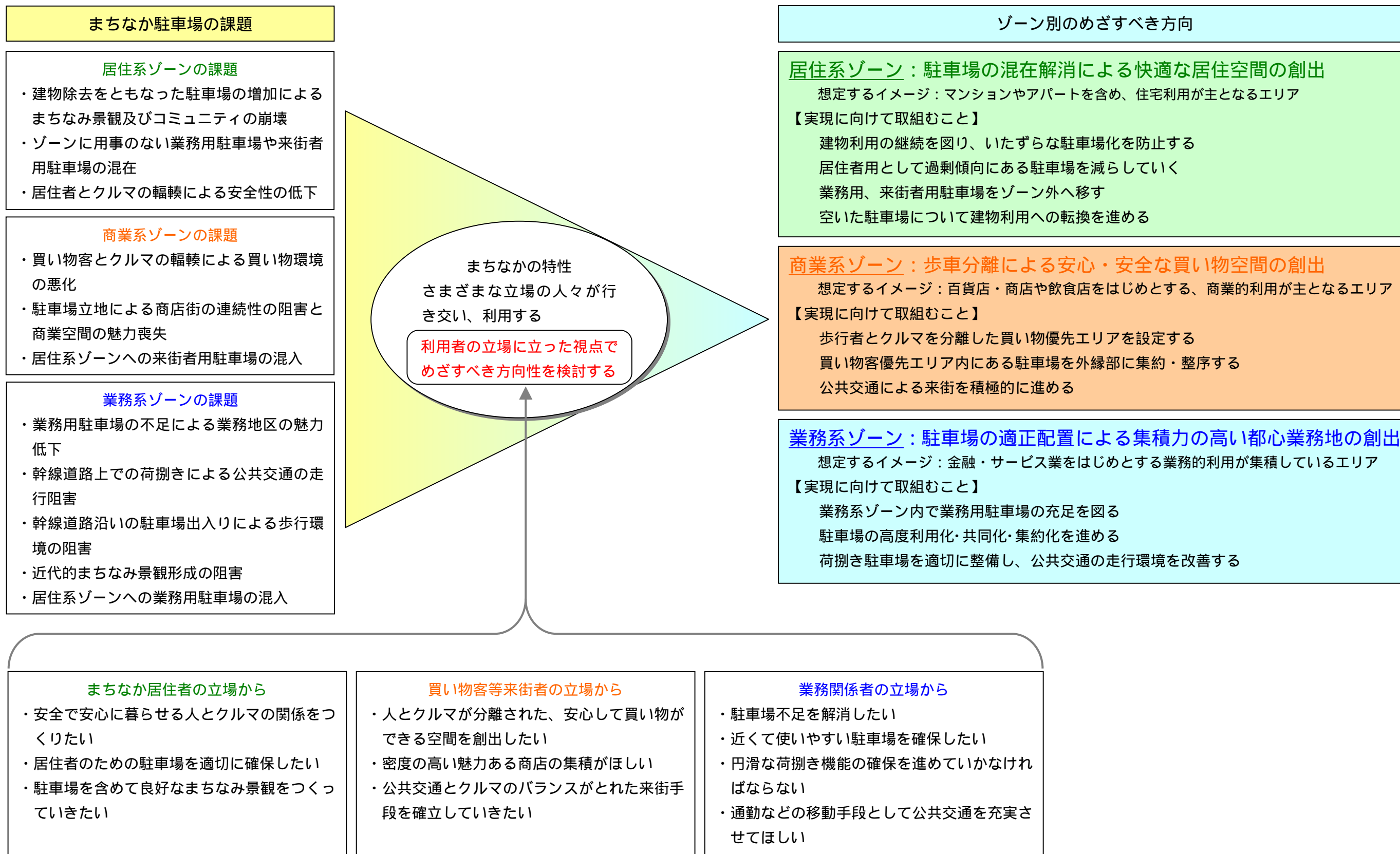
駐車場整序の取組みは、駐車場と目的地までの歩行可能距離という利用要因から、これに配慮した範囲を対象に、地区別の配置計画を立てていく必要があります。この地区別駐車場配置計画策定時に、基本方針が示す3つのモデルゾーンを定規として、対象区域の土地利用の混在度に応じて使い合わせていくことを想定しています。

基本方針は、今後金沢市がまちなかで進める駐車場政策の基本となるものですが、地元住民、商業者、事業者の方々とつくり上げる地区別駐車場配置計画によって、初めて詳細な事業に対応した駐車場配置計画として確立するものといえます。そしてこの実現のため、官民協働で各種の取組みを進めることをめしています。

2. まちなか駐車場の課題とめざすべき方向

まちなかは人々が暮らすための空間であると同時に、仕事や買い物などで多くの人々が訪れる空間でもあり、実際の土地利用は複雑に混在しています。そのため、ゾーンの特性や駐車場を利用する立場などによって、まちなか駐車場に対する課題認識も異なります。そこで、居住、商業、業務の機能を持つゾーン

をそれぞれ想定し、駐車場にかかる課題を整理しました。また、まちなかに関わりを持つ人々の立場(まちなか居住者、買い物等来街者、業務関係者)から、まちなか駐車場に対する一般的な要望をまとめ、この視点のもと、各ゾーンのめざすべき方向を示し、「実現に向けて取り組むこと」を整理しました。

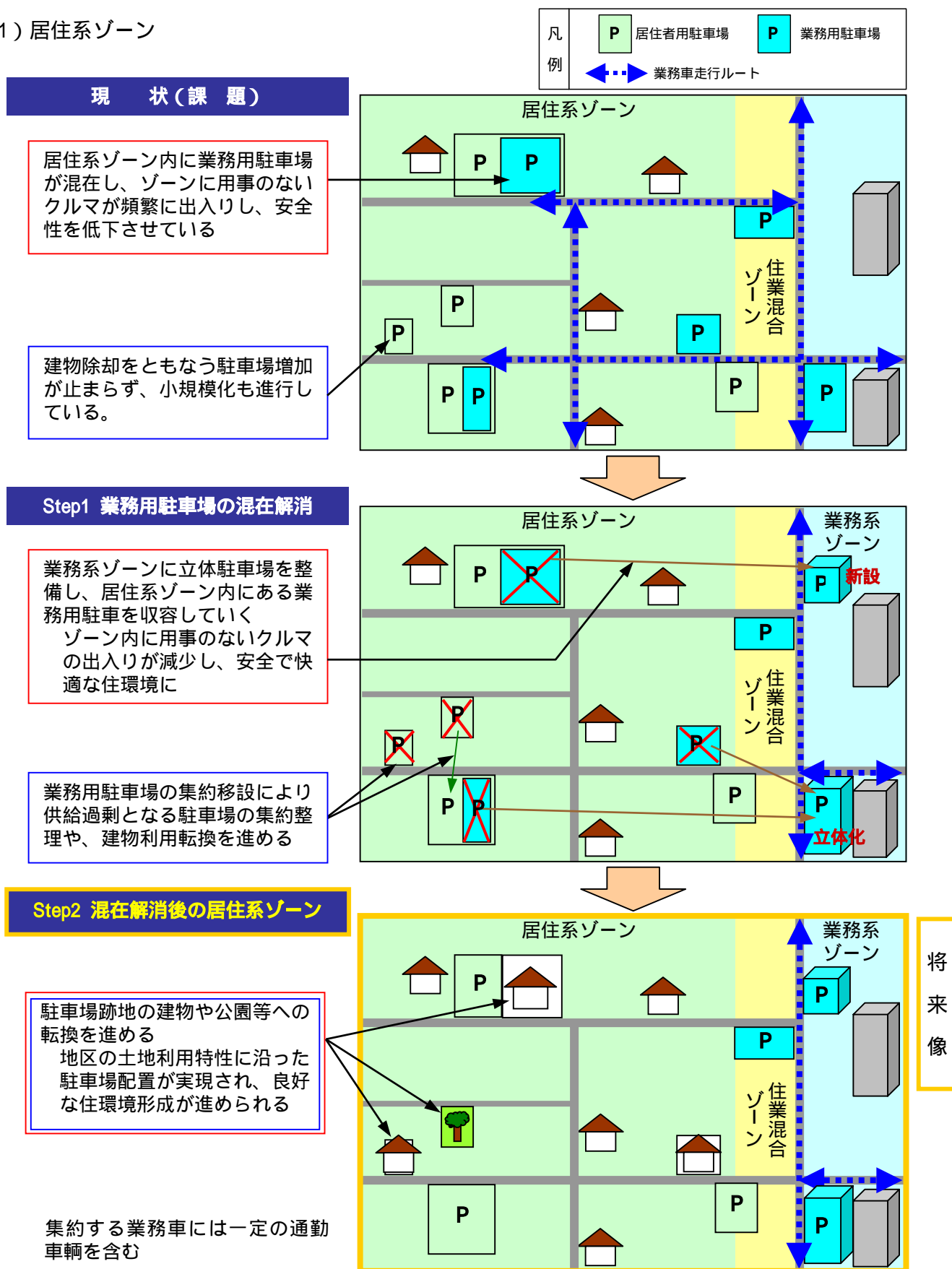


3. まちなか駐車場のゾーン別将来像とプロセスイメージ

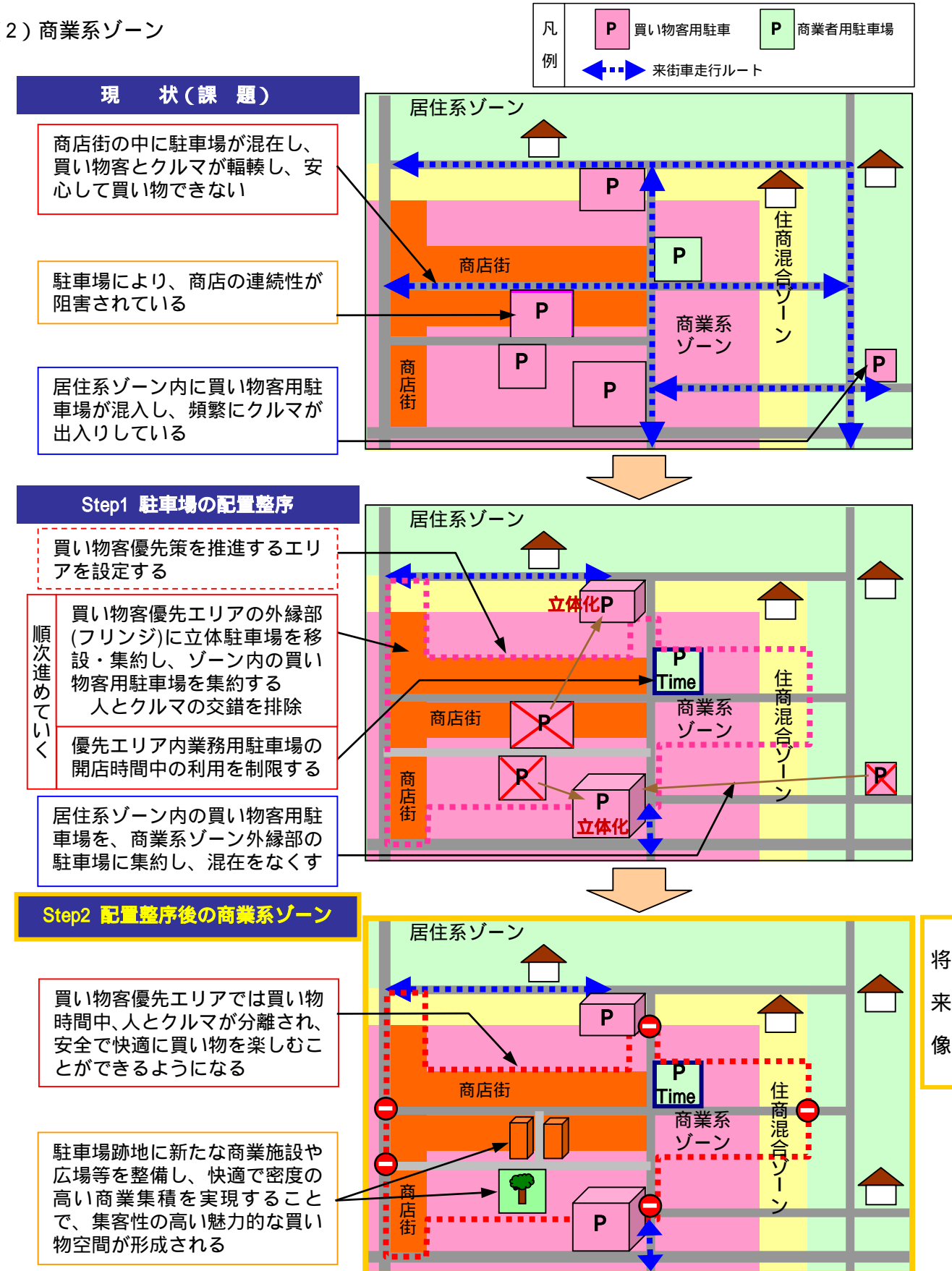
まちなか駐車場のあり方について示された「めざすべき方向性」に基づくゾーン別の将来像を提示しますが、この将来像は、段階を踏んで整序されることにより実現するものです。そこで、「現状(課題)」に始まり、

「Step 1 (整序の過程)」を経て「Step 2 (将来像)」に至るという過程を、将来像の実現に向けたプロセスイメージとしてとりまとめました。

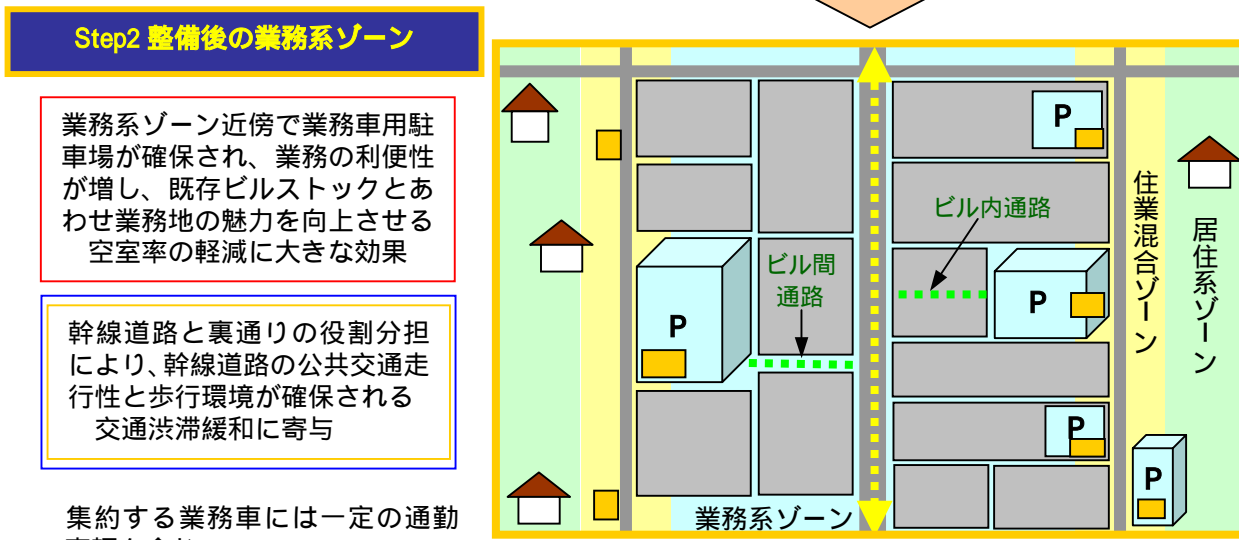
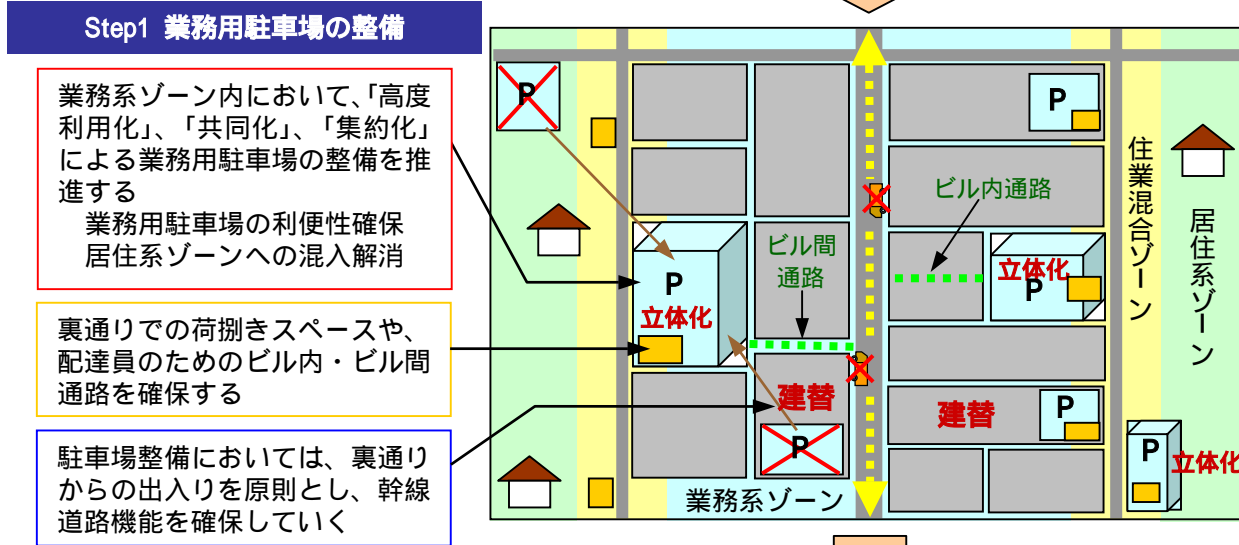
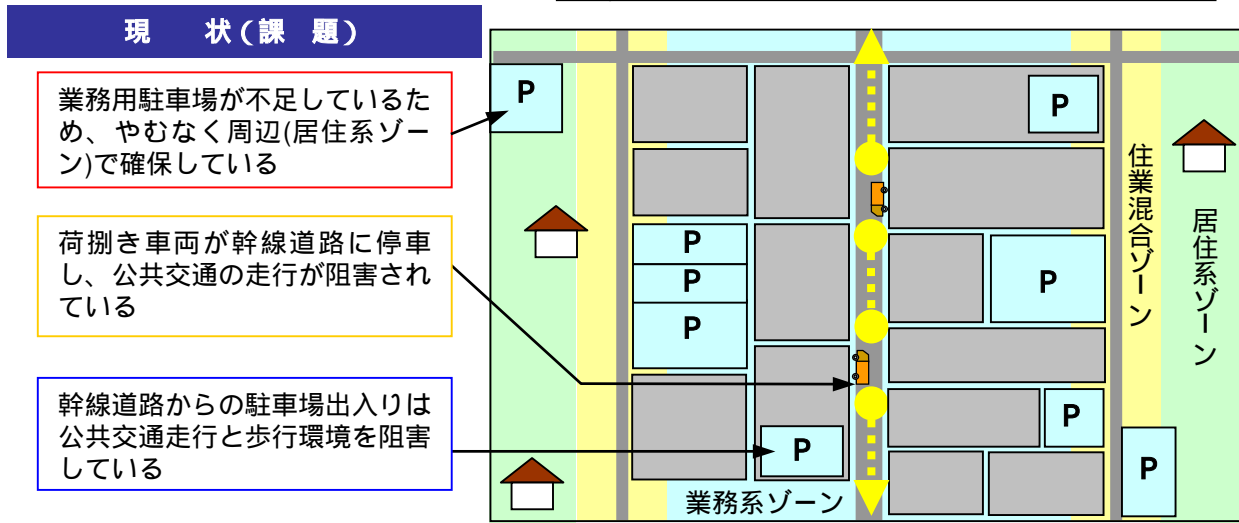
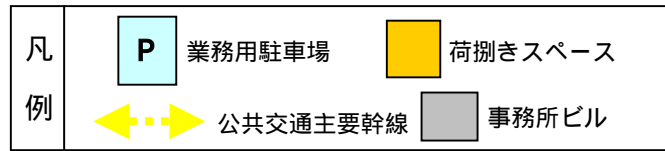
(1) 居住系ゾーン



(2) 商業系ゾーン

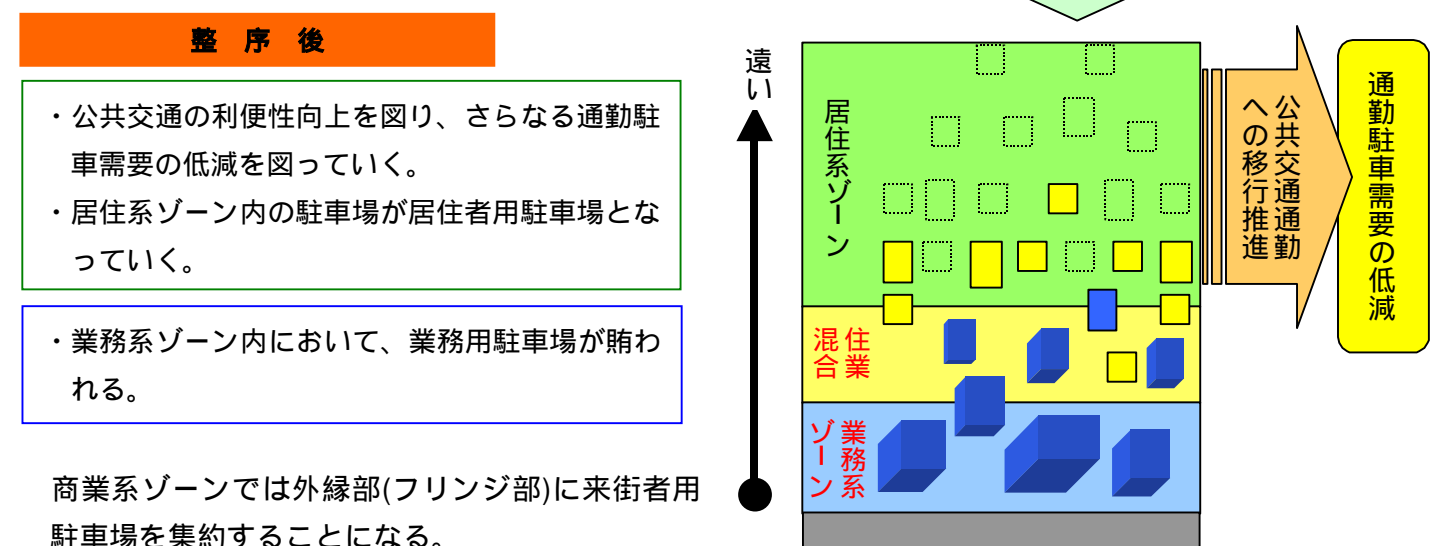
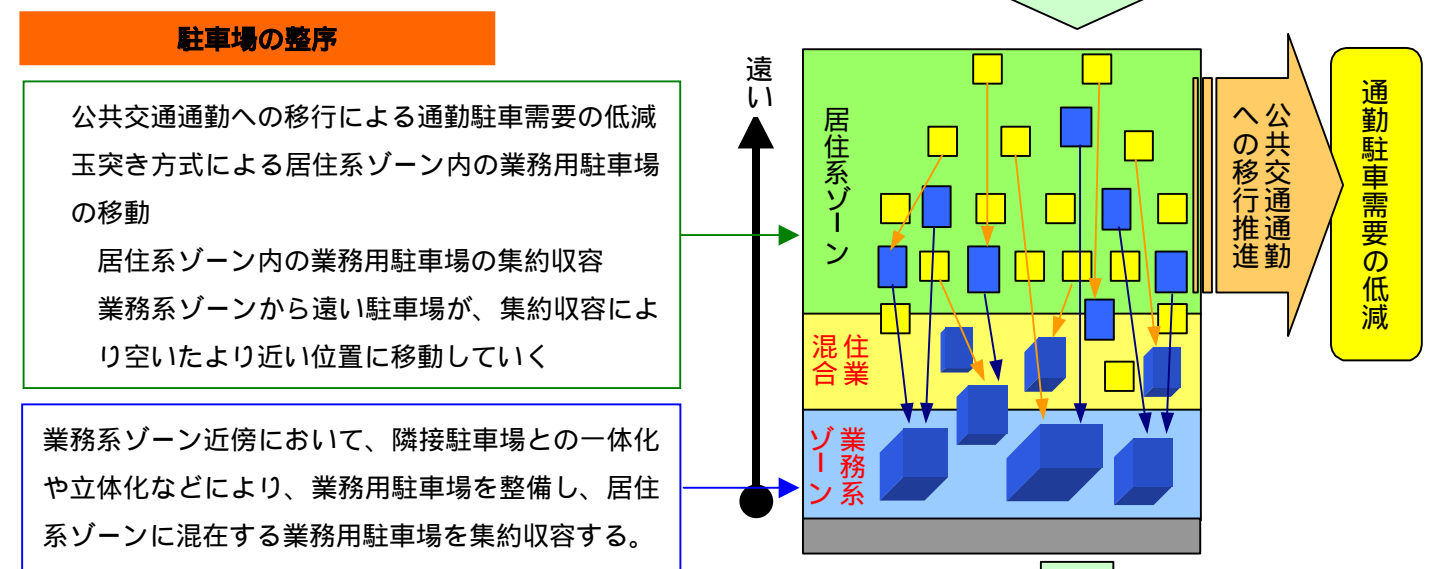
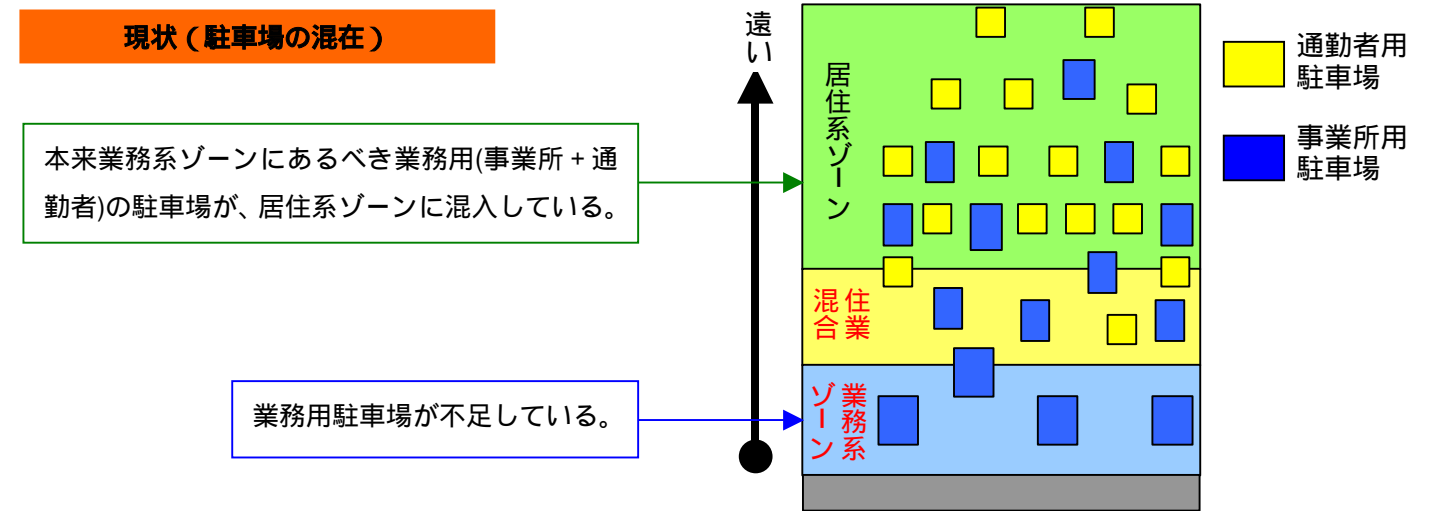


(3) 業務系ゾーン



(4) ゾーン内に混在する駐車場整序の考え方

居住系ゾーン内に混在している業務用駐車場や来街者用駐車場については段階的に整序することを想定しています。以下に、業務用駐車場における事業用駐車場と通勤者駐車場の混在解消に向けた基本的考え方を示します。また、この玉突き方式以外にも供給過剰の駐車場を順次建物利用に転換を促進していきます。



4. 実現化に向けたゾーン別の取組み

プロセスイメージに示したように、まちなか駐車場の将来像の実現に向けてはさまざまな取組みが考えられるほか、それぞれのステップに応じて検討する取組みも異なってきます。ここではゾーン別に検討すべき

取組みを列挙するとともに、取組み間の相互関係や時系列関係を考慮した上で、優先して検討すべき取組みを設定しました。(**青枠** 優先して検討すべき取組み)

凡 例	
黄色	住居系ゾーン
青	業務系ゾーン
赤	商業系ゾーン
赤P	買物客用駐車場
緑P	居住者用駐車場
青P	業務用駐車場
白	住 宅

(1) 居住系ゾーン：駐車場の混在解消による快適な居住空間の創出

- ・居住系ゾーンでは、外部の業務用等の駐車需要が混在し、結果的に駐車場化を促進することとなっています。そのため、「1. 来街者用・業務用駐車場をゾーン外に集約化」を優先的に進めます。
- ・ただしゾーン外への集約は時間を要し、その間に駐車場化が進行する恐れがあるため、「5. ゾーン内での建物利用の促進」、「6. 既存住宅の建物利用継続促進」を平行して進めます。

3. 居住者用駐車場の分散配置

【目的】
ゾーン内の安全性向上、居住者用駐車場の利便性向上をめざす。

【内容】
・駐車場が過密している場所では、実需要量と住民の利便性を考慮して整理を進め、必要な量をできるだけ分散して配置する。

4. 自己敷地内駐車場の対応

【目的】
居住者用駐車場の利便性向上を図るとともに、まちなみ景観に配慮した良質な住宅ストックの蓄積をめざす。

【内容】
・自己敷地内で自家用駐車場を確保する場合、ビルトイン形式*、植栽や垣・柵・門扉等によるまちなみ景観に配慮した前面修景を進める。

5. ゾーン内での建物利用の促進

【目的】
居住系ゾーンに用事のない駐車場を減らし、良質な生活環境の形成及びまちなみ景観の確保をめざす。

【内容】
・駐車場跡地や暫定利用の駐車場について、できるだけ住宅利用への転換を促進する。

6. 既存住宅の建物利用継続促進

【目的】
いたずらな駐車場化の防止を図り、良質な生活環境の形成及びまちなみ景観の確保をめざす。

【内容】
・現在建物として利用されている宅地について、貸家経営や売却を進め建物利用の継続を図る。
・資産維持のためには駐車場しかないという先入観をなくす。

7. 駐車場修景の推進

【目的】
良質なまちなみ景観の形成をめざす。

【内容】
・駐車場出入口は最小限とし、道路間口すべてを出入口とする形式を避けるとともに、まちなみ景観に配慮した修景に努める。

2. 居住者用駐車場を

地区内幹線道路沿いに集約化

【目的】
ゾーン内の安全性の向上、居住者用駐車場の利便性向上をめざす。

【内容】
歩行環境や出入り利便性等から地区内幹線沿いへの集約整序を進める。

《集約化の事例・理由》

- ・車輛通行不能道路沿いの居住者用駐車場として
- ・進入が困難な路地沿いの居住者用駐車場として
- ・路地等の一定区間を井戸端会議等ができる、安全空間にするため
- ・狭く不整形な駐車場の利便性改善のため
- ・その他、居住者の意向により集約化の目的は自由に設定できる



*ビルトイン形式：建物内に車庫を一体的に整備する形式

1. 来街者用・業務用駐車場をゾーン外に集約化

【目的】
居住系ゾーン内の駐車場は、居住者用(ゾーン内の事務所用含む)駐車場となることをめざす。

【内容】
〔業務用駐車場〕

- ・業務系ゾーン近傍の空き地や既存平面駐車場を活用して、高度利用化・共同化・集約化された業務用駐車場の整備を推進する。
- ・居住系ゾーン内に混在した業務用駐車場を、業務系ゾーン内に整備された駐車場に集約する。

〔買物客用駐車場〕

- ・居住系ゾーン内での商業用駐車場の新設を防止する。
- ・居住系ゾーン内に混在した買物客用駐車場を、商業系ゾーン内の駐車場に集約する。

(2) 商業系ゾーン：歩車分離による安心・安全な買い物空間の創出

- ・商業系ゾーンでは、安心して買い物ができる空間づくりが魅力的な商業空間の形成につながることから、「1.安全で魅力的な買い物空間の創出」を優先的に進めます。
- ・買い物専用空間や買い物優先空間の設定に合わせ、空間の外縁部に駐車場を集約させるため「2.買い物客用駐車場の集約化・フリンジ化」を進めます。

青枠 優先して検討すべき取組み

凡 例	
	買物優先空間
	買物専用空間
	商業系ゾーン
	住居系ゾーン
	買物客用駐車場
	居住系用駐車場
	商業系用駐車場
	商業施設・住宅等
	客待ちタクシースペース
	自動二輪駐車場

1.安全で魅力的な買い物空間の創出

〔買い物専用空間〕 (買物優先空間内に設定)

- ・商店が連続し、商店街の核となる空間を「買い物専用空間」とし、ここでの駐車場設置禁止と商店の連続性やまちなみ景観の確保を推進する。

〔買い物優先空間〕

- ・買い物客の回遊性と商店の張り付きを考慮して、安心して買い物ができる「買い物優先空間」を設定する。
- ・開店時間中、エリア内の道路は基本的に歩行者専用とし、空間内における歩車分離を進める。
- ・開店時間帯において出入り制限可能な駐車場であれば、エリア内でも配置できる。
- ・エリア内においては駐車場の新設をしないことを基本とする。

4. 駐車場跡地転用による賑わい空間の創出

【目的】
駐車場跡地の、商店や集客施設等のにぎわい施設への転換をめざす。

【内容】
・新規商店や集客施設の建設を進める。
・建物内や建物間を活用した通路の創設により買い物空間内の歩行回遊性を高める(例：プレーゴ的整備による新しい歩行経路の創出)。

5. 国道 157 号の公共交通優先化

【目的】
公共交通による来街推進をめざす。

【内容】
・国道 157 号は公共交通優先路線とし、駐車場本体および駐車場出入口を設けない。
・公共交通による来街を推進するために、走行性向上とともに、バス停等の利便性向上を図る。

6. 客待ちタクシースペース、自動二輪駐車場の確保

【目的】
自動車以外の来街推進をめざす。

【内容】
・優先空間のフリンジ部分に、来街利便性を向上させるため、客待ちタクシースペース、自動二輪駐車場を確保する。

7. 荷捌き機能の確保

【目的】
歩車分離による良好な買い物空間の形成をめざす。

【内容】
・営業に必要な荷捌きは開店時間前後に店舗横付けで行う。
・開店時間内のやむを得ない荷捌きのため、フリンジ駐車場等に荷捌きスペースを確保する(許可車対応の検討)。

3. 居住系ゾーン内への買い物客用駐車場の混入防止

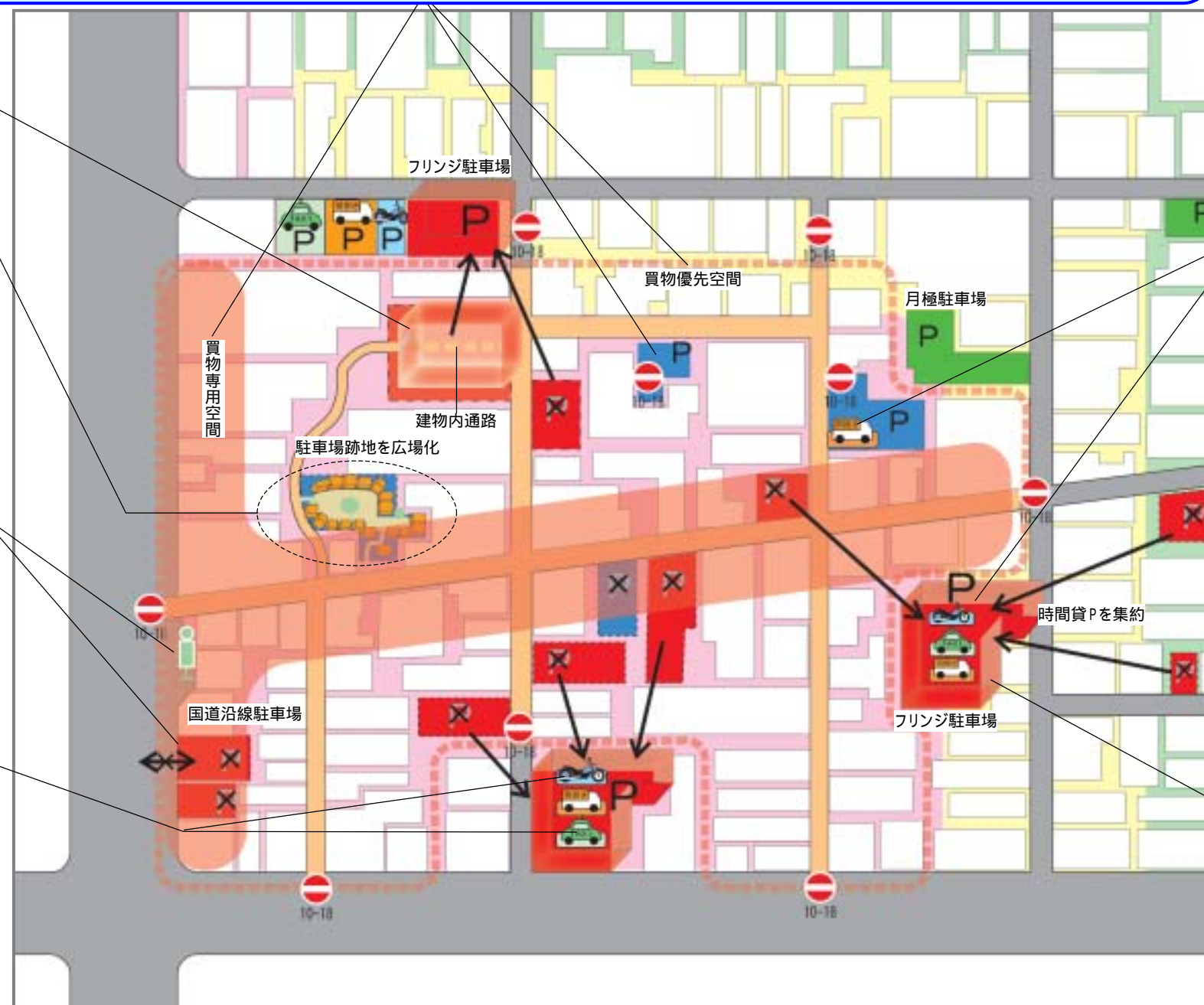
【目的】
来街者用駐車場の利便性向上をめざす。

【内容】
・居住系ゾーンでの買い物客用駐車場の設置を防止する。

2. 買い物客用駐車場の集約化・フリンジ化

【目的】
歩車分離による良好な買い物空間の形成、来街者用駐車場の利便性向上をめざす。

【内容】
《集約される対象駐車場》
・優先空間内にある時間貸しおよび個店専用の買い物客用駐車場
・居住系ゾーンに混入した買い物客用駐車場
《集約先駐車場》
・立体化等、高度利用化された既存駐車場等に集約する。
《集約位置》
・買い物優先空間の外縁部(フリンジ)に分散配置する。
・出入りのしやすさ、分かりやすさに配慮し、国道 157 号以外の幹線道沿いに主として配置する。



(3) 業務系ゾーン：駐車場の適正配置による集積力の高い都心業務地の創出

- ・業務系ゾーンにおける駐車場不足の解消により、都心業務地の魅力を高めるため、「1. 平面駐車場の立体化等による効率的な駐車場整備」を通じて、需要に応じた駐車場を整備します。
- ・同時に、「3. 国道 157 号の公共交通優先化」を優先して進めるために、裏通りでの荷捌き機能整備を進め、公共交通による来街を促進します。

青枠 優先して検討すべき取組み

1. 平面駐車場の立体化等による効率的な駐車場整備

【目的】
業務用駐車場のゾーン内への集約をめざす。

【内容】
・業務系ゾーン内にある平面駐車場の立体化等による高度利用化を進め、業務用駐車場台数を確保する。
・隣接する平面駐車場を一体的に整備し、複数の業務ビルが共同で利用できる駐車場整備を推進する。

3. 国道 157 号の公共交通優先化

【目的】
公共交通の走行環境の改善をめざす。

【内容】
・国道 157 号は公共交通優先路線と位置づけ、路上での荷捌き作業を抑制する。
・国道 157 号沿いは駐車場を設置しないことを原則とし、既存の駐車場については建物利用への転換を推進するとともに、近代的まちなみ景観を確保する。
・業務ビルの駐車場は、裏通りからの出入りを原則とし、既存施設は建替時に整合を図っていく。
・国道 157 号の公共交通利便性を向上させるとともに、公共交通による通勤を強く推進する。

2. 居住系ゾーン内の業務用駐車場の集約化

【目的】
業務用駐車場の利便性向上をめざす。

【内容】
・居住系ゾーン内に混入している業務用駐車場をできるだけ業務系ゾーン内に収容する。

5. 荷捌きしやすい環境づくり

【目的】
荷捌き機能の充実と公共交通の走行環境の改善をめざす。

【内容】
・裏通りから幹線道路沿いの業務ビルに荷捌きできるよう、ビル内やビル間に連絡通路を確保する。

6. 駐車場付置義務制度の運用見直し

【目的】
裏通り主体の駐車機能整備と国道 157 号沿道の建物利用の充実をめざす

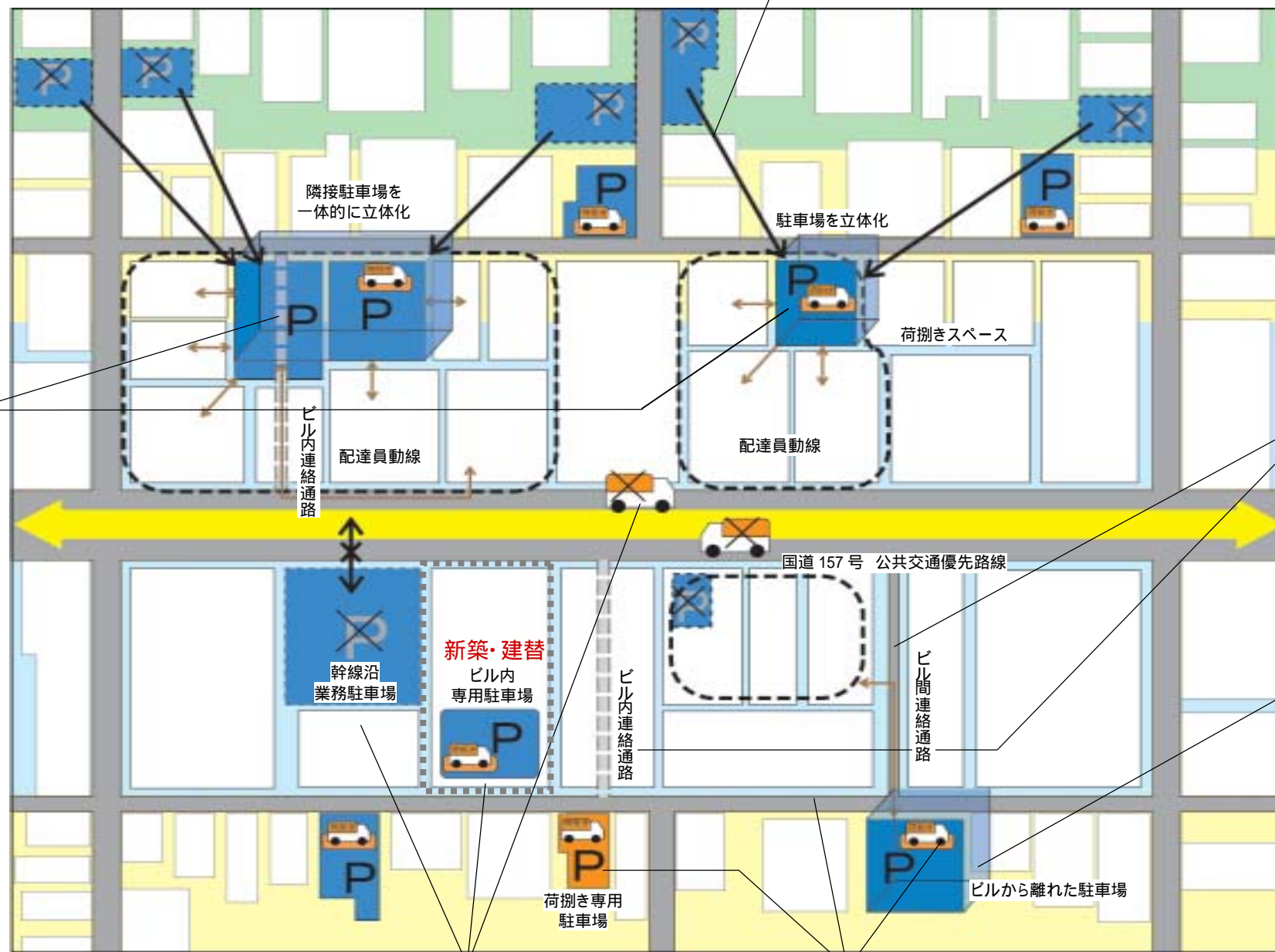
【内容】
国道 157 号からの駐車場出入りをなくすため、また自己敷地内で駐車場設置が困難な業務ビルの更新を確保するため、業務専用駐車場の共同化を進める。この方針に沿うよう付置義務制度の運用を見直す。
《主な対象ケース》
・国道 157 号にのみ面するビル
・敷地が狭く駐車場設置が困難なビル
・現状、駐車場量が不足しているが増加の余地がないビル 等

4. 荷捌き駐車場の整備

【目的】
荷捌き機能の充実と公共交通の走行環境の改善をめざす。

【内容】
・裏通りでの荷捌きを進めるために、必要に応じた荷捌きスペースの整備を推進する(荷捌き専用駐車場、荷捌きベイ、月極駐車場の借り上げ等)。
・業務専用駐車場の一部に荷捌きスペースを確保する。
・裏通りを荷捌き主要動線とするために、必要となる道路改良等を行う。

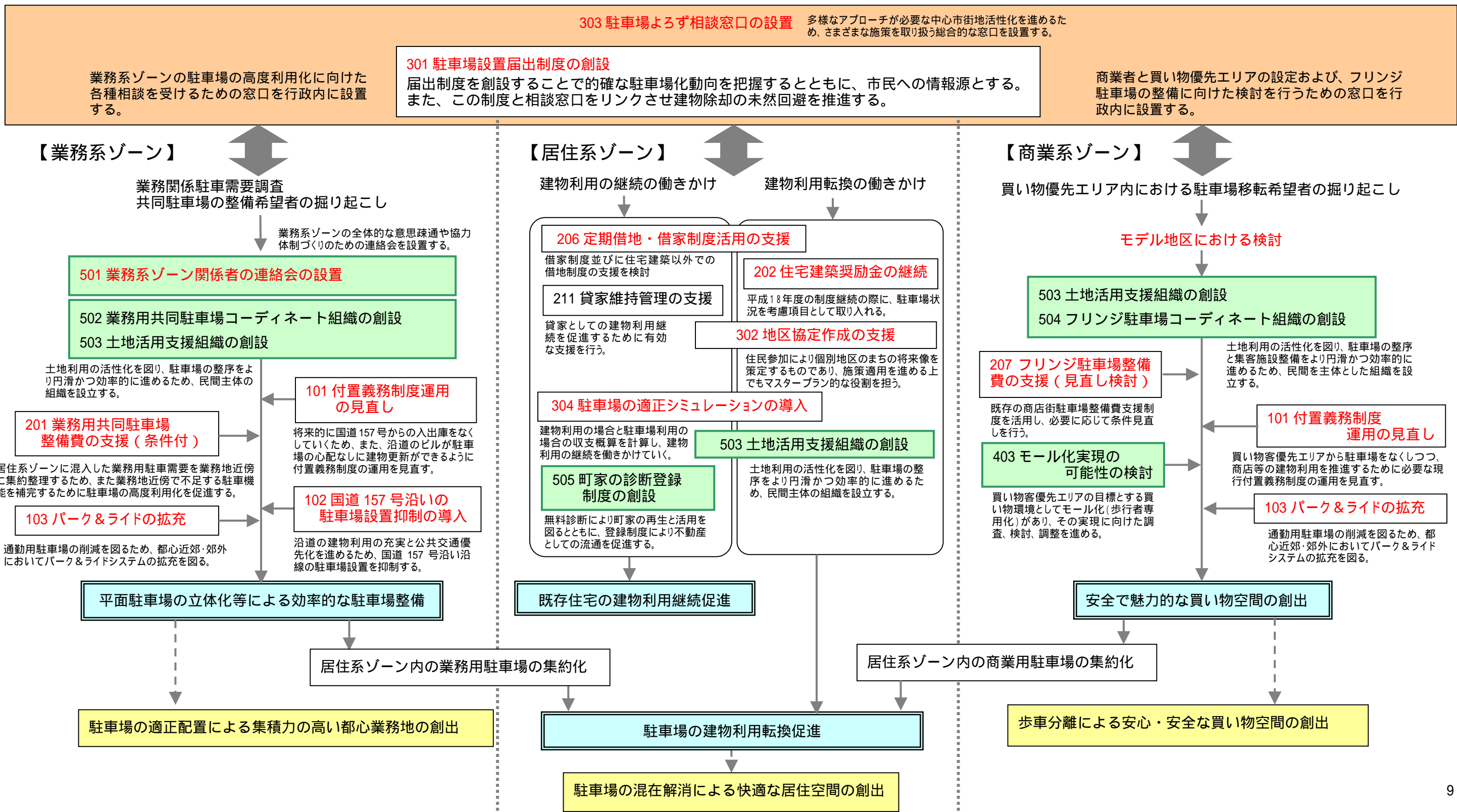
凡 例	
	業務系ゾーン
	居住系ゾーン
P	居住者用駐車場
P	業務用駐車場
	荷捌用駐車場
	業務ビル 住宅等
	ビル内通路



5. まちなか駐車場整序のための施策案フレーム

ゾーンごとに検討すべき取組みをあげましたが、実際のまちなかは「土地利用の混在」や「さまざまな利用者の生活・来訪空間」という特性を持っており、想定しているゾーンとまったく同じ場所は存在しません。そのため取組みを実施する際には、各ゾーン間の関係に配慮し、複合的に取組みを展開すること、ならびに官民の協働を進めることが不可欠です。また、公共交通の利用促進や定住促進などといった駐車場整序に関連する他の施策への配慮も必要となります。そこで優先して検討すべき取組みを実現するための「施策案(アイデア)」をあげ、これらに配慮した施策案フレームを提示します。施策案フレームでは、「駐車場よろず相談窓口の設置」および「駐車場設置届出制度の創設」が、駐車場整序に向けた住民、商業者、企業、行政などの接点を築く窓口機能を果たします。その一方で、駐車場整序に向けたインセンティブを創出するための施策案(アイデア)を順次実現化していきます。図中の赤文字は、第1ステップとして必要な施策案(アイデア)と位置づけ、順次黒文字の施策化、必要に応じた施策の追加・実施を図っていくものとします。また施策の実現化には、市民・事業者の深い理解に支えられた協働が不可欠であり、特に協働の必要性が高い施策については図中の緑枠で示します。

口



6. まちなか駐車場整序に関連する施策展開

「まちなか駐車場のあり方基本方針」の検討では、駐車場を土地利用上の課題、都市経営上の課題として検討を進め、将来像から具体的に駐車場整序を進めるための施策案(アイデア)までを提示しました。しかし、駐車場は本来交通機能の一要素であり、また建物の付帯的施設であることから、元となる都市活動からさまざまな影響を受けます。そのため、駐車場そのものの取組みだけでは将来像を実現することはできず、これまで進められてきた多くの施策と適切な役割分担と連携しながら、並行して施策展開を進めることが必要となります。また、駐車場のほとんどが民間施設であること、移動に関する交通手段選択は一人一人の市民の意思に委ねられていることから、民間事業者、市民を巻き込んだ総合的な対応が図られない限り、将来像の実現はあり得ないといえます。

そこで、本章では、基本的フレームワークに盛り込んだもののうち、他の関係機関が主体となり進められている(進めることが予測される)取組みについて、整理します。

(1) 公共交通の活性化

まちなかの交通負荷を軽減し、駐車場の需要自体を減らすことが駐車場問題の解決の根本にあります。そのためには、自動車に代わる交通手段として公共交通の利用促進を図り、機関分担率を向上させることが不可欠となります。現在、新金沢市総合交通計画のもと、公共交通を主体とした交通体系の構築をめざした取組みが進められており、この議論の中に駐車場施策からの視点を加え、より実現性の高い施策展開を進めることとします。

【関連の深い施策】

- ・ パーク&ライドシステムの充実による通勤・来街における自動車からの転換
- ・ 国道157号の公共交通優先化推進に関する施策
- ・ 公共交通利用活性化を目的とした利用者サービスの検討
- ・ 買い物バス券等の公共交通利用者への料金サービスの検討 等

(2) 歩けるまちづくり

安全・安心に生活できる住環境づくりを進めるために「歩けるまちづくり」が推進されています。駐車場施策は、これを補完し担保する関係にあり、この住民との環境づくりに関する議論の中で、実現上の一課題として駐車場に関する検討を進めていくこととなります。

【関連の深い施策】

- ・ 地区別の駐車場配置計画の策定
- ・ 居住系ゾーンに混入した業務用、来街用駐車場の移設集約 等

(3) 定住促進

中心市街地活性化施策の柱の1つとして定住促進が位置づけられています。駐車場整序の取組みは居住系ゾーンから駐車場を減らすことが目的ではなく、適切な建物利用や住環境向上を図ることにあり、跡地の活用とセットになって進められる必要があります。このため、既存の建物の継続利用ならびに駐車場の建物利用への転換は居住系ゾーンにおける基本的な施策となってきます。定住促進に関しては、別途関連施策を検討する体制が構築されており、ここに駐車場施策からの視点を加えていくこととなります。

【関連の深い施策】

- ・ 既存建物の継続利用に関する施策
- ・ 駐車場跡地の建物利用転換促進に関する施策 等

(4) 商業の活性化

中心市街地活性化施策の柱の1つとして商業活性化が位置づけられています。商業系ゾーンにおける駐車場整序の取組みは、適切な商業展開と買い物環境の向上を図ることが目的であり、駐車場跡地の活用とセットになって進められる必要があります。地元商店街を含めた取組みが不可欠であり、跡地や空店舗へのテナント誘致をはじめとした商業活性化に関する取組みが基本となり、これを補完し、効率的な効果発動を図るために駐車場整序が必要となってきます。

今後は、駐車場問題を契機に行政、商店街、駐車場経営者を含めた総合的な議論の場を持ち、計画的な取組みに結びつけていきます。

【関連の深い施策】

- ・ 買い物客優先エリアの設定ならびに地区別の配置計画の策定
- ・ フリンジ駐車場への集約整序
- ・ 駐車場跡地の店舗・集客施設等への転換促進 等

(5) 業務の活性化

国道157号沿道の活性化を目的に「都心にぎわい回廊」をはじめとする議論と取組みが行われています。都心業務ビルの空室率増加の問題は、駐車場の不足と不便さが要因の1つとしてあげられています。これは周辺の居住系ゾーンの住環境悪化をもたらしており、金沢の顔としての業務機能の維持発展と合わせて、総合的な取組みが必要となっています。

業務系ゾーンにおいては、商店街組織のような連絡代表組織がなく全体としてのまとまりに欠けているという課題があることから、連絡組織の構築を手始めに最終的な目的である業務機能の充実(空室の解消)をめざして、行政、事業者、ビルオーナーを含めた総合的な取組みとして展開していきます。

【関連の深い施策】

- ・ 業務地近傍での業務用駐車場整備推進 等

(6) 美しいまちなみ景観の形成

まちなかにおける無秩序な駐車場化は、中心市街地空洞化に関わる問題の1つであると同時に、良好なまちなみ景観の崩壊に直結する問題でもあります。

本市においては、保全と開発の調和を命題とし、個性豊かで美しく魅力的な都市景観の確保に努めてきており、全てのまちなか駐車場整序の取組みにおいて、このような配慮が必要です。

(7) その他の施策

駐車場施策は、景観関連施策、建築行政関連施策をはじめとする多くの施策と関連を持ち、これらと適切な連携を図っていくことが不可欠です。そのために、行政としても関係課によるプロジェクトチームを構成し、連絡・協力体制を構築して取り組むことが必要となります。

(参考) まちなか駐車場のあり方市民検討会の概要

(1) まちなか駐車場のあり方市民検討会委員構成

【学識経験者】

木俣 昇 金沢大学大学院自然科学研究科 教授
高山 純一 金沢大学大学院自然科学研究科 教授

【公募市民】

長村 寛行
林 正美
山口 健次
吉田 洋

【駐車場関係者】

西盛 祐吉郎 金沢商工会議所 常務理事
東川 庄一 金沢市商店街連盟 会長
山岸 淑子 金沢市商店街連盟おかみさん連絡会 幹事
八田 吉弘 石川県モータープール協会 会長
伊藤 伸浩 生駒シービー・リチャードエリス株式会社中部・北陸エリア 金沢営業所長
越村 成司 石川県宅地建物取引業協会 常務理事・業務開発委員長

【行政関係者】

清水 将之 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 調査第二課長
木村 一嗣 石川県土木部 都市計画課長
竹中 強 石川県警察本部交通部 交通規制課長

は座長

第1～3回市民検討会は、中村 篤次郎氏

(2) 市民検討会の開催

第1回検討会 平成16年8月11日(水)10:00～12:00(金沢市役所7階第1委員会室)
第2回検討会 平成16年11月9日(火)10:00～12:00(金沢市役所7階第1委員会室)
第3回検討会 平成17年1月18日(火)10:00～12:00(金沢市役所7階第1委員会室)
第4回検討会 平成17年2月24日(木)10:00～12:00(金沢市役所7階第1委員会室)
第5回検討会 平成17年3月25日(金)10:00～12:00(金沢市役所7階第1委員会室)

(3) ひととまち、駐車場の上手なつきあい方を考える市民フォーラムの開催

日時:平成17年1月22日(土)13:30～16:00
場所:金沢市文化ホール2階大集会室
参加者:72名